

**所有者不明土地対策に取り組む自治体を支援します！****～四国地区所有者不明土地連携協議会を設立～**

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）の円滑な施行を図るため、地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体等が連携し、協議会を設置します。

協議会では、所有者不明土地問題に対応するため、構成員間で、土地所有者の探索方法等のノウハウや先進事例の共有、有識者の知見の活用方策の検討等を図ることにより、地方公共団体を支援していきます。

1. 日 時：平成31年2月7日（木） 13：30～15：00

2. 場 所：高松市サンポート3-33

高松サンポート合同庁舎 南館1階 102会議室

3. 内 容

＜第1部＞・四国地区所有者不明土地連携協議会設立総会

・第1回総会

＜第2部＞・出席者による意見交換会

4. 出席者：国土交通省土地・建設産業局、四国地方整備局、高松法務局、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、四国弁護士会連合会、香川県司法書士会、香川県土地家屋調査士会、四国不動産鑑定士協会連合会、（一社）日本補償コンサルタント協会四国支部、香川県行政書士会

5. 取材について

当日の取材、傍聴は、第1部までとさせていただきます。

取材、傍聴を希望される場合は、別紙により平成31年2月5日（火）12：00までに問い合わせ先までFAXにて申込みをお願いします。

なお、先着順となっております。また、会場の人数の都合によりお断りさせて頂く場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 用地部 用地企画課 はしもと橋本、たかはち◎高八

TEL: 087-851-8061(内4751,4752)、087-811-8339(直) FAX: 087-811-8439

(◎: 主な問い合わせ先)

取材申請書

「四国地区所有者不明土地連携協議会」設立総会

の取材を希望します。

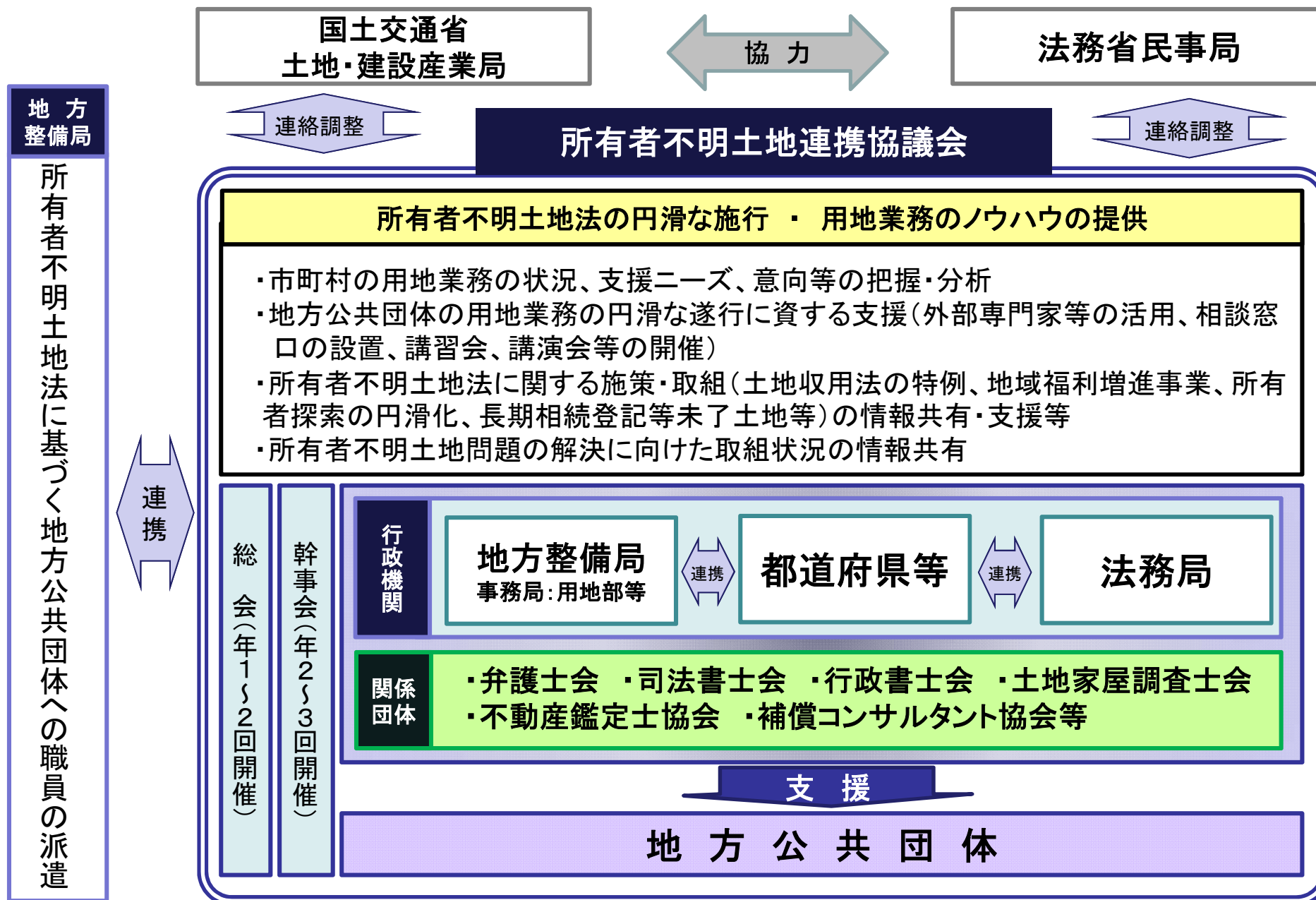
御 社 名	
ご 連 絡 先	TEL : FAX :

お 名 前

2月5日（火）12時までにFAX送信をお願いします。

送信先 087-811-8439

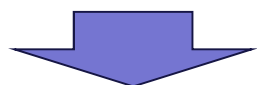
四国地方整備局 用地部 用地企画課 高八 あて



現状・課題

- 所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得等において**所有者の探索に多大な時間・費用・労力**を要するなど、円滑な事業実施に支障
- 小規模市町村では用地専任の職員がいない所も多く、**地方公共団体におけるマンパワー・ノウハウの不足**等による問題が顕在化
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により創設された地域福利増進事業、土地収用法の特例といった**新制度の周知、活用促進が必要**

このような現状を踏まえ、所有者不明土地問題等への対応のため、関連事務に精通した**地方整備局等による地方公共団体への支援・関係機関同士の連携強化**が有効

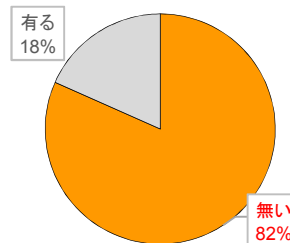


具体的な取組

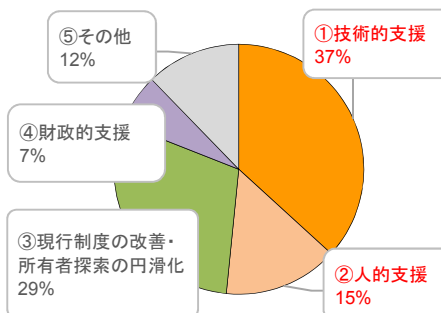
地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体などの関係者が一体となって、地方ブロックごとに全国10地区で、「**所有者不明土地連携協議会**」を設立

市町村へのアンケート調査(H29.8)結果より抜粋

小規模市町村における
用地専門部署の有無



用地取得に関する市町村からの要望



国土審議会土地政策分科会特別部会中間とりまとめ(平成29年12月12日公表)

地方公共団体における用地取得事務に関して、ノウハウ不足、マンパワー不足が課題となっていることから、**国が有するノウハウ等を積極的に提供**していくことが求められる。

具体的には、国から地方公共団体へ用地取得業務に精通した職員を派遣することや、国、地方公共団体、関係団体(補償コンサルタント協会等)で構成する**協議会を設置**し、地方公共団体からの相談に対応することなどが考えられる。

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(平成30年6月1日関係閣僚会議決定)

1 国会提出法案の円滑な施行

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」他関連法案の成立後、速やかに、政省令、ガイドラインの整備等を進め、新制度の普及啓発を図るとともに、新制度や長期相続登記未了土地の解消事業など必要な事業推進のため、組織・定員を含めた体制の強化や予算要求、税制改正要望を検討する。また、**地方協議会の設置や関係団体との連携、協力を通じ、地方公共団体に対する助言や人的支援を実施する。**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(第4条第2項)

国は、地方公共団体その他の者が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供**その他の支援を行うよう努めなければならない。**